

岩手県監査委員告示第22号

包括外部監査結果の公表（平成24年岩手県監査委員告示第9号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年3月6日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見  
岩手県監査委員 高 橋 昌 造  
岩手県監査委員 吉 田 政 司  
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1 外部監査の種類

平成22年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第7条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

「県出資法人（特例民法法人）の運営状況」及び「基金の管理および運用」について

3 監査委員告示

平成23年3月8日付け岩手県監査委員告示第14号

4 岩手県教育委員会からの措置結果通知の内容及び受理日

包括外部監査に基づく監査の結果に関する措置内容の報告について 平成27年1月30日

5 指摘事項及び措置内容

(1) 指摘事項

貸倒引当金の設定について

財団法人岩手育英奨学会では、貸与奨学金について平成22年3月末現在、（図表1）のとおり滞納が生じている。滞納債権の中には（図表2）のとおり、債務者が所在不明のものや、破産しているものがあり、実質的に回収不能なものが含まれていると考えられる。しかし、同財団では、貸与奨学金について回収可能性に応じて貸倒損失処理及び貸倒引当金の設定を行っていない。

同財団の財政状態を適切に表すために、貸与奨学金について回収不能なものと回収可能性のあるものに分類し、回収不能なものは貸倒損失処理し、回収不能以外の残額について回収可能性を見積り、回収可能性に応じて貸倒引当金を設定する必要がある。

（図表1） 平成22年3月末における貸与奨学金の滞納状況

発生年度	滞納額	滞納者数
昭和46～63年	4,634,550円	24名
平成元年	57,624円	2名
平成2年	1,448,900円	10名
平成3年	1,217,350円	7名
平成4年	1,071,300円	6名
平成5年	1,017,789円	8名
平成6年	2,052,085円	16名
平成7年	1,082,550円	8名
平成8年	1,363,505円	14名
平成9年	1,832,705円	16名
平成10年	929,050円	10名

平成11年	1,801,820円	15名
平成12年	417,374円	14名
平成13年	849,950円	23名
平成14年	957,765円	14名
平成15年	2,012,652円	23名
平成16年	1,504,827円	24名
平成17年	4,850,584円	88名
平成18年	1,874,430円	75名
平成19年	1,388,473円	54名
平成20年	203,748円	15名
合計	32,569,031円	466名

(図表2) 所在不明者、破産者に対する貸与奨学金滞納額

債務者状況	滞納額	滞納者数
所在不明者(*1)	3,634,700円	13名
破産者(*2)	2,484,400円	5名

(\*1) 連帯保証人についても所在不明である。

(\*2) 連帯保証人については破産していない。

(2) 措置内容

貸倒引当金の設定について

平成25年12月6日に債権管理規程を制定し、平成26年度から債務者の区分に応じて分類した債権分類ごとに算出した額を貸倒引当金として計上することとした。